



平成 28 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社立花エレクトック  
コード番号 8 1 5 9 ( 東 証 第 1 部 )  
代 表 者 名 取締役社長 渡 邊 武 雄  
問 合 せ 先 執行役員 経営戦略室長 相 澤 忠 範  
電 話 (06) 6539-2718

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策） の継続に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において、株主の皆様のご承認を得ることを条件に、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「旧プラン」という。）を継続更新し、平成 25 年 6 月 27 日開催の第 84 回定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただきました。

旧プランは、その有効期間が「株主の皆様のご承認をいただいたときから、承認後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第 87 回定時株主総会（平成 28 年 6 月開催予定）の終結の時まで」となっていることから、平成 28 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）について継続することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

本プランにつきましては、当社監査役全員から本総会において、株主の皆様のご承認が得られること及び導入後の具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランの継続に監査役全員が賛成する旨の同意を得ております。

なお、当社の大株主の状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）は、別紙 4 に記載のとおりですが、20%以上保有する株主は存在しておりません。また、本日現在、大規模買付者より当社取締役会に対して、大規模買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

### 記

本プランとは、特定株主グループ【注1】の議決権割合【注2】を20%以上とすることを目的とする当社株券等【注3】の買付行為、または、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」という。）に関する対応策であります。

ただし、当社取締役会が同意した大規模買付行為は除きます。

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上に資する者が望ましいと考えております。

もつとも、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を株式市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様ご判断に委ねられるべきものであると考えます。加えて、かかる支配権の移転を伴う買付提案が、当社取締役会の賛同を得ずに行われる行為であっても、当社や株主の皆様ご利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、株主の皆様ご株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様ご買付の条件等について検討することや当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切であるもの等、株主共同の利益を毀損しかねないものも考えられます。

このような大規模買付者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

将来当社が、このような濫用的な買収行為の対象となった場合、当社や株主の皆様ご利益に資するものであるか否かを株主の皆様ご合理的かつ適切に判断していただくためには、当社取締役会は大規模買付者との交渉に必要かつ十分な機会を確保し、大規模買付者の提案や当社取締役会ご評価意見及び代替案等の情報を株主の皆様ごご提供することが重要であると考えております。

以上のことを考慮した結果、当社は、大規模買付行為において株主の皆様ご合理的かつ適切なご判断をしていただくための情報を提供するためには、当社が事前警告型買収防衛策として設定した後記Ⅲ．に記載の本プランを継続し、大規模買付者には大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただき、当社取締役会として一定の評価期間を設けることが当社及び株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

## Ⅱ. 当社の企業価値の向上並びに株主共同の利益の確保・向上への取り組み

### 1. 企業価値の向上に向けた事業戦略の取り組み

当社は、創立 100 周年を迎える 2021 年に向けてさらなる成長を期し、6 カ年の中長期経営計画を策定いたしました。名称は「C. C. J 2 2 0 0」——。「チェンジ (変革)」「チャレンジ (挑戦)」を継続することによって大きく「ジャンプアップ (飛躍)」し、連結売上高 2,200 億円を達成しようという思いを込めました。国内で築いた「技術商社」としての地位を中国・東南アジアを中心とする海外でも確立し、アジアの産業界を支える「確固たる基盤を持った電機・電子の一大技術商社」を目指してまいります。

当社は、この中長期経営計画を通じてより確かな経営基盤を築き、一層積極的な事業展開に挑戦し続けてまいります。その活動の継続こそが企業価値を向上させることにつながり、株主共同の利益の確保に資するものであると考えております。

## 2. コーポレート・ガバナンスに向けた取り組み

当社は、コーポレート・ガバナンスが当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための最重要課題と認識し、経営の効率性の向上を図り、健全性と透明性を確保することで株主をはじめすべてのステークホルダーの皆様の利益に適う経営を実現するコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

そして現在、監査役会設置会社の制度を採用するとともに、取締役とは別に、業務執行を司る執行役員を任命し、経営の意思決定・監督機能と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに、社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。なお、取締役と執行役員の任期は、事業年度毎の経営責任の明確化を図るため1年としております。

社外監査役には公認会計士及び弁護士を招聘し、それぞれ専門的な知識・経験に基づき、会社から独立した客観的・中立的な社外の観点での積極的な助言・提言がなされるなど監査体制の充実と監査機能の強化及び監査の実効性の向上を図っております。

また、当社は、社会の一員として、株主をはじめすべてのステークホルダーの皆様に、当社に対する理解を深めていただき、当社の企業価値を正當に評価いただくことを目的に、法令に基づく適時開示に加え、決算発表・機関投資家及び個人投資家に対する説明会の開催などのあらゆる機会をとらえて主体的に情報発信を行っております。

今後も当社は、株主をはじめすべてのステークホルダーの皆様から信頼を得て、その期待に応えられるよう、経営の透明性・効率性を追求し、最適な経営管理体制の維持・構築に努めてまいります。

## Ⅲ. 本プランの内容

### 1. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、大規模買付者の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または、結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に関する事前警告型の買収対応策です。

大規模買付者には、予め本プランに定められたルール（以下、「**大規模買付ルール**」という。）に従っていただくことといたします。

大規模買付ルールは、株主の皆様合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するため、大規模買付行為が実行される前に、当社取締役会が、大規模買付行為の評価・検討を行う上で必要かつ十分な情報（以下、「**大規模買付情報**」という。）の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に、大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

なお、当社取締役会が、大規模買付行為に関して一定の評価を行うにあたり、本プランを適正に運用するとともに当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した後記Ⅲ. 2. (5)に記載の特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認めるその時点で最も適した対抗措置（以下、「**対抗措置**」という。）を発動するか否かについて、決議するものとします。

本プランで定める手続きの流れは次のとおりです。

- ① 大規模買付者に対し、当社取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の意向表明書の提出を求めます。
- ② 当社取締役会は、事前に大規模買付者から当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、それらの情報の検討等を行う時間を確保いたします。
- ③ 当社取締役会は、大規模買付者より提供された情報について、特別委員会に提供するとともに一定の評価・検討を行った上で、株主の皆様当社取締役会としての評価意見や必要に応じて代替案を提供いたします。
- ④ 当社取締役会は、当該大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動をするか否かについて、決議するものとします。

なお、特別委員会は、対抗措置の発動をするか否かについての勧告に際し、株主の皆様の意思確認を行うための会社法上の株主総会（以下、「**株主確認総会**」という。）を開催すべき旨を併せて勧告できるものとします。

## 2. 大規模買付ルール

当社取締役会は、大規模買付行為が実行される前に、株主の皆様合理的かつ適切な判断をしていただくための情報を提供するために、大規模買付情報の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始することを認めるといふものです。

大規模買付ルールは、次のとおりです。

### (1) 大規模買付ルールの遵守に関する意向表明書の提出

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合、大規模買付者に対し、大規模買付ルールを遵守する旨の意向表明書を提出いただくことといたします。本意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為の概要を明示するとともに大規模買付ルールを遵守する旨を表明していただきます。

### (2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、本意向表明書の受領後 10 営業日以内に、大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただきます。

当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が合理的に判断した場合、当社が定める期限までに、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

大規模買付者から当初提供していただく大規模買付情報は、次のとおりです。

① 大規模買付者の詳細

大規模買付者（共同保有者、特別関係者、及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の具体的名称、資本構成または主要出資者（組合員その他の構成員を含みます。）及びその経歴または沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同種の企業ないし事業経営についての経験並びに当社事業と同種事業を営むときは、その決算情報またはセグメント情報など

② 第三者との連絡

大規模買付行為に際して、第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存在する場合にはその内容

③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容

大規模買付行為の目的、買付の時期、買付の取引の仕組み、買付対価の価額・種類、買付方法の適法性など（過去の大規模買付行為の経歴及びその後の当該企業や事業の経営状況なども含みます。）

④ 買付対価の算定根拠

買付対価の算定の前提となる事実（数値情報）及び仮定事実、算定方法、算定を行った企業ないし担当者、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想される影響額及びその算定根拠等

⑤ 大規模買付行為の実行に関する資金の裏付け等

大規模買付行為に要する見込み買付資金総額、大規模買付行為資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、資金調達の方法、関連する取引の内容

⑥ 買付後の経営方針、事業計画

大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画（とくに業種・業態転換の可能性）、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策及びその計画実現の可能性とリスクの有無

⑦ 利害関係者の処遇方針

大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社に係る利害関係者の処遇方針

⑧ その他、当社取締役会あるいは特別委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報を、速やかに特別委員会に対して提供するとともに株主の皆様にも情報開示いたします。

なお、大規模買付者から大規模買付情報の提供が完了した場合、当社取締役会はその旨を速やかに情報開示いたします。

### (3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「**評価期間**」という。）が次のとおり与えられるものといたします。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合 60 日間
- ② その他の大規模買付行為の場合 90 日間

ただし、評価期間の終了までに、特別委員会が提出資料の検討、評価、大規模買付者との交渉、対抗措置の発動に関する勧告をなしえないときは、特別委員会の決議により、合理的な範囲内において評価期間を延長することができるものといたします。

なお、当社取締役会は評価期間を延長する場合、その理由、期間等を速やかに情報開示いたします。

#### **(4) 取締役会による評価意見及び代替案**

当社取締役会は、評価期間中、各種外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### **(5) 特別委員会**

##### **① 特別委員会の設置及び構成**

当社取締役会が、大規模買付行為に関して一定の評価を行うにあたり、本プランを適正に運用するとともに当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役、弁護士、公認会計士、社外の有識者の中から選任します。

特別委員会規則の概要については別紙1を、特別委員予定者の氏名及び略歴等については別紙2をご参照ください。

##### **② 特別委員会に対する諮問**

特別委員会の招集は、大規模買付者より前記Ⅲ. 2. (1)に記載の「大規模買付ルール」の遵守に関する意向表明書の提出」がなされた場合、または大規模買付行為に関する提案、あるいは大規模買付行為が行われた場合の対応方針についての諮問をするために当社取締役会が招集いたします。

特別委員会は、大規模買付者が提供した大規模買付情報に不足があるとき、または提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接または当社取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要と考えられる情報の提供を求めることができるものとし、当社取締役会に対しても大規模買付行為に対する評価意見あるいは代替案等の提供を求めることができるものとします。

特別委員会は、当社の費用により、必要に応じてフィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家等から客観的な助言を得ることができるものとします。

##### **③ 取締役会への勧告**

特別委員会は、当社取締役会から提出のあった評価意見あるいは代替案等について意見を述べることができるほか、大規模買付行為に対し、対抗措置を発動するか否か、あ

るいは対抗措置発動の勧告後における対抗措置発動の中止について、当社取締役会に勧告を行います。

なお、特別委員会は、対抗措置の発動をするか否かについての勧告に際し、株主確認総会を開催すべき旨を併せて勧告できるものとします。

当社取締役会は、特別委員会による勧告の概要その他必要と認められる事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

#### **(6) 取締役会の決議及び株主意思の確認手続き**

評価期間満了後、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動をするか否かについて可及的速やかに決議いたします。

なお、特別委員会が、株主確認総会を開催すべき旨の勧告を行った場合、当社取締役会は、可及的速やかに株主確認総会を開催し、株主の皆様に対抗措置の発動をするか否かについて判断していただき、その結果に従い、大規模買付行為の提案に対し対抗措置を発動するか否かの判断をいたします。

株主確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するための基準日（以下、「**本基準日**」という。）を設定するにあたっては、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告するものといたします。

- ① 株主確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主といたします。
- ② 株主確認総会の決議は、当社定款第41条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものといたします。
- ③ 当社取締役会は、株主確認総会において株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更または株主確認総会の延期もしくは中止をすることができるものといたします。

#### **(7) 大規模買付行為の開始について**

大規模買付行為は、評価期間経過後または株主確認総会の終了後のみ開始されるものといたします。

#### **(8) 本プランの有効期間と廃止及び変更**

##### ① 有効期間

本プランの有効期間は、平成28年6月29日開催予定の当社第87回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた時から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成31年6月開催予定）の終結の時までといたします。

##### ② 廃止及び変更

本プランの導入後、有効期間中であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に、当社株主総会または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には、本対応方針はその時点で廃止されるも

のとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランにつきご承認をいただいた株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）本プランを修正し、または変更する場合があります。

なお、当社取締役の任期は1年でありますので、定時株主総会直後に開催される取締役会において新たに選任された取締役により、本対応方針につき廃止を含めて見直しを行うものといたします。

③ 廃止または変更に関する情報開示

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及びそれらの内容について速やかに情報開示を行います。

### 3. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針と対抗措置の発動判断等

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、仮に当社取締役会が大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示を行うに留めます。

もっとも、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、次の①から⑩のいずれかに該当すると合理的に判断した場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反する場合に該当するものと考えます。

- ① 株式を買い占め、株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式を高値で売り抜ける目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買取対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますが、これらに限りません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全



株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。) など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合(ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。)

- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想される場合
- ⑧ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合と比べて向上しないと合理的に判断される場合
- ⑨ 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的に判断される場合
- ⑩ その他、①ないし⑨に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合

## **(2) 大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合**

大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為から当社の企業価値または株主共同の利益を守ることを目的に、当社取締役会の決議により対抗措置を発動することがあります。

## **(3) 対抗措置の発動の判断**

上記Ⅲ. 3. (2)に記載の「大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合」のほか、当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報その他の情報に基づいて、フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響を検討するとともに、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するものとします。

なお、特別委員会が、株主確認総会を開催すべき旨の勧告を行った場合、当社取締役会は、可及的速やかに株主確認総会を開催し、株主の皆様に対抗措置の発動をするか否かについて判断していただき、その結果に従い、大規模買付行為の提案に対し対抗措置を発動または発動しないことといたします。

当社取締役会は、取締役会決議もしくは株主確認総会決議に基づき、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合は、株主の皆様に対し速やかに情報開示をいたします。

## **(4) 対抗措置の発動後における中止等**

当社取締役会は、本対応方針に従い対抗措置の発動を決定した後でも、後記のような事情により対抗措置を維持することが相当でないと判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の中止を決定することがあります。

その場合、新株予約権の効力発生日までは、新株予約権無償割当てを中止することができる

ものとし、また、新株予約権無償割当てを実施後の場合には、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

- ① 当該対抗措置決定後、大規模買付者が買付等を撤回した場合、その他買付等が存在しなくなった場合
- ② 当該対抗措置決定の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反しないと合理的に判断できる場合

当社取締役会は、対抗措置を中止する場合、株主の皆様に対し速やかに情報開示をいたします。

## IV. 本プランの合理性

### 1. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、平成 17 年 5 月 27 日に経済産業省及び法務省により策定・公表された「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」が定めた三原則の要件（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）及び平成 20 年 6 月 30 日に経済産業省の企業価値研究会により策定・公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所の有価証券上場規程第 440 条に定める買収防衛策の導入に係る尊重事項を踏まえ、これらの指針等を充足する設計としております。

### 2. 株主総会決議による導入と有効期間等を定めたサンセット条項の設定

本プランは、株主の皆様を尊重するために、株主総会のご承認を経て導入されるものであり、本プランの決定機関を明確にするために、当社定款に本プランに導入等の決定機関を定めております。

本プランの有効期間につきましても、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 87 回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた時から、承認後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成 31 年 6 月開催予定）の終結の時までと定めております。

なお、本プランが有効期間中であっても当社取締役会もしくは当社株主総会の決議によって、本プランを廃止できるものとしております。

以上のことから、本プランは、株主の皆様ご意思に基づくものと考えております。

### 3. 特別委員会の意見の最大限の尊重

当社取締役会は、大規模買付者が提出した大規模買付情報が大規模買付ルールを遵守しているか否か、あるいは当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるものであるか否かの判断について、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会の意見を最大限尊重いたします。

#### 4. 対抗措置の発動における株主意思の反映機会の確保

本プランは、大規模買付行為に対する対抗措置の発動については、原則として取締役会の決議により決定いたしますが、株主の皆様意思を尊重するために、株主確認総会のご承認を経て対抗措置の発動または発動しないことを決定することもできるものとし、当社定款に対抗措置の発動に関する決定機関を定めております。

#### 5. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会もしくは当社株主総会の決議により、いつでも廃止または変更することができるものとされておりますので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### V. 株主・投資家に与える影響等

#### 1. 本プランの導入時に与える影響等

本プランの継続導入にあたり、新株予約権無償割当ての発行等の対抗措置は行われませんので、株主あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

#### 2. 対抗措置の発動時に与える影響等

当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認めるその時点で必要な対抗措置を発動する場合には、株主あるいは投資家の皆様（大規模買付者は除きます。）の法的権利または経済的価値を損なうことのない措置を講じるものといたします。

#### 3. 対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合における株主の皆様の手続き

対抗措置として、当社取締役会もしくは当社株主総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る基準日を公告いたします。係る基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、新株予約権の割り当てを受けるためには当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、新株予約権無償割当てを発行する旨を決議した場合、その概要は、別紙3に記載のとおりであります。

#### 4. 対抗措置の発動後（新株予約権無償割当ての場合）の中止時に与える影響

新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に、当社取締役会が新株予約権無償割当ての発行を中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じなくなるため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主あるいは投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被

る可能性があります。

**【注1】 特定株主グループ**

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者にみなされる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

**【注2】 議決権割合**

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

**【注3】 株券等**

株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

以 上

## 特別委員会規則の概要

1. 特別委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
2. 特別委員会の委員は、3名以上5名以内とし、当社の経営から独立した社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士もしくは社外有識者から当社取締役会が選任するものとする。
3. 特別委員の任期は、当該年度の定時株主総会終結までの1年間とする。
4. 特別委員会は、当社取締役会がこれを招集する。
5. 特別委員会の議長は、特別委員会の決議によって定める。
6. 特別委員会の決議は、特別委員の3分の2以上が出席し、出席した特別委員の過半数をもってこれを行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。
7. 特別委員会は、大規模買付情報に基づき対抗措置の発動事由に該当するか否かについて評価・検討を行い、当社取締役会に対し対抗措置を発動するか否か、あるいは対抗措置発動の勧告後における対抗措置発動の中止の勧告を行う。
8. 特別委員会は、対抗措置の発動に関する勧告のほか、以下の職務を行う。
  - (1) 大規模買付者との交渉・協議
  - (2) 当社取締役会に対する代替案の提供の要求及びその検討
  - (3) 検討・評価期間の延長
9. 特別委員会は、当社の費用負担により、必要に応じてフィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家等から客観的な助言を得ることができる。
10. 特別委員会は、大規模買付情報を評価・検討するにあたり、情報が不足していると判断した場合、または補足の情報が必要であると判断したときは、直接または当社取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要と考えられる大規模買付情報の提供を求めることができる。
11. 特別委員は、大規模買付行為について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するか否かの観点から評価・検討するものとし、自己または当社の経営陣の利益を図ることを目的としてはならない。

以上

## 特別委員予定者の氏名及び略歴

[氏 名] 辻川 正人 (つじかわ まさと)

[生年月日] 1958年 1月31日

[略 歴] 1985年11月 司法試験合格  
 1988年 4月 大阪弁護士会登録  
 1988年 4月 関西法律特許事務所入所  
 1994年 1月 関西法律特許事務所 パートナー  
 2004年12月 弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士 (現任)  
 2007年 6月 当社社外取締役 (現任)

[氏 名] 大谷 康弘 (おおたに やすひろ)

[生年月日] 1966年 2月13日

[略 歴] 1990年10月 太田昭和監査法人 (現 新日本有限責任監査法人) 入所  
 2000年 7月 株式会社関西ベンチャーインキュベート 取締役  
 2001年 8月 同社代表取締役 (現任)  
 2002年 8月 K V I 税理士法人 社員  
 2003年 6月 当社社外監査役 (現任)  
 2004年 2月 K V I 税理士法人 代表社員 (現任)  
 2014年 3月 監査法人グラヴィタス 社員  
 2014年 7月 監査法人グラヴィタス 代表社員 (現任)

[氏 名] 半林 亨 (はんばやし とおる)

[生年月日] 1937年 1月 7日

[略 歴] 1959年 4月 日綿實業株式会社 (現 双日株式会社) 入社  
 1989年 6月 ニチメン株式会社 (現 双日株式会社) 取締役  
 2000年10月 ニチメン株式会社 (現 双日株式会社) 代表取締役社長  
 2003年 4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 (現 双日株式会社) 代表取締役会長・CEO  
 2004年 6月 ユニチカ株式会社 社外監査役  
 2005年11月 株式会社ファーストリテイリング 社外取締役 (現任)  
 2007年 6月 前田建設工業株式会社 社外取締役 (現任)  
 2011年 6月 株式会社大京 社外取締役 (現任)  
 2015年 6月 ユニチカ株式会社 社外取締役 (現任)

<諸 団 体>  
 2002年 5月 中国陝西省 人民政府経済顧問 (現任)  
 2009年 4月 日本国際貿易促進協会 顧問 (現任)

[氏 名] 田邊 光政 (たなべ みつまさ)

[生年月日] 1937年 7月22日

[略 歴] 1976年 4月 神戸学院大学法学部 助教授 (1979年、同教授)  
 1978年 9月 神戸大学 法学博士  
 1987年 4月 神戸学院大学 法学部長  
 1992年 4月 名古屋大学 法学部・大学院教授  
 2000年 4月 名古屋大学 名誉教授 (現任)  
 2000年 4月 大阪学院大学 法学部・大学院教授  
 2002年11月 大阪弁護士会登録  
 2004年 4月 大阪学院大学 法科大学院教授

以 上

## 新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の割当て方法及びその発行条件（新株予約権無償割当て）

本新株予約権無償割当てに関する当社取締役会決議において定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てる。

### 2. 本新株予約権の発行総数

本新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり本新株予約権の割当てを行うことがある。

### 3. 本新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当ての効力発生日は、当社取締役会が別途定める日とする。

### 4. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下、「**対象株式数**」という。）は、取締役会が別途定める数とする。

### 5. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、当社取締役会が別途定める1円以上の額とする。

### 6. 本新株予約権の権利行使期間

本新株予約権の行使期間については、当社取締役会が別途定める期間とする。

### 7. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 8. 本新株予約権の権利行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下、同じ。）に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者並びに当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けた者（以下、「**非適格者**」という。）以外の者が所有する本新株予約権を行使の条件として定めることがある。

## 9. 本新株予約権の取得条件

(1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、すべての本新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

(2) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとする。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日の到来をもって、その者の有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

## 10. その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上



## 大株主の状況

(平成28年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
三 菱 電 機 株 式 会 社	1,921	7.52
株式会社サンセイテクノス	1,478	5.78
KBL EPB S.A. 107704	1,460	5.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,357	5.31
立花エレテック従業員持株会	1,236	4.84
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,082	4.23
株 式 会 社 き ん で ん	754	2.95
株 式 会 社 ノ ー リ ッ	742	2.91
佐 竹 千 草	491	1.92
日本生命保険相互会社	471	1.84

- (注) 1. 千株未満は、切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上